

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年12月28日

山形市監査委員 玉田 芳和  
同 村山 秀幸  
同 菊地 健太郎  
同 武田 聡

### 記

#### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 環境部 ごみ減量推進課  
教育委員会 社会教育青少年課、学校給食センター、第一小学校、第三小学校、第五小学校、第七小学校、第九小学校、南小学校、南沼原小学校、第二中学校、第四中学校、第九中学校
- (2) 監査の期間 令和3年11月5日から令和3年12月27日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
環境部 ごみ減量推進課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 社会教育青少年課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 各種団体の経理事務において、講師謝礼から源泉徴収していないものがあった。 ・ 山形市青少年育成推進員連絡協議会
教育委員会 学校給食センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 小・中学校	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 防火対策において、消防計画に定める回数消防訓練を実施

	<p>していなかった。(南小学校、第九中学校)</p> <p>2 警備報告書において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 火気の消し忘れについて、12月～3月で2日2件の指摘があったもの (第二中学校)</p> <p>(2) 1階部分の未施錠・開放について、12月～3月で指摘があったもの (第九小学校、南小学校、第九中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第九小学校 1日 2件</li> <li>・ 南小学校 9日 9件</li> <li>・ 第九中学校 1日 1件</li> </ul>
--	--

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会 管理課

(2) 監 査 の 期 間 令和3年11月2日から令和3年12月27日まで

(3) 監 査 の 範 囲 定例監査対象の小中学校に係る令和2年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
教育委員会 管理課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。